

令和3年（ネ）第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 伊東達也 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス(株) 外1名











準備書面（控訴審13）

（損害論総論～いわき市民の被害の特徴）

2022（令和4）年11月17日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

第一審原告ら代理人

	弁護士	小	野	寺	利	孝		代
同	弁護士	広	田	次	男			代
同	弁護士	鈴	木	堯	博			代
同	弁護士	渡	辺	淑	彦			代
同	弁護士	米	倉		勉			代
同	弁護士	笹	山	尚	人			代
同	弁護士	坂	田	洋	介			代
同	弁護士	吉	田	梯	一	郎		代
同	弁護士	市	野	綾	子			代
						外		代

第1 はじめに

本書面では、最初に、本件訴訟内外において、一審原告らいわき市民の被害は、その実相に見合った評価をされないままできたことについて簡潔に述べる。

その上で、本件事故における被侵害利益のとらえ方について改めて整理し、本件事故にかかる全国の7つの確定判決の観点を踏まえ、いわき市民の被害の評価のあり方について論ずる。

そして、最大の避難者受入れ自治体の住民として、いわき市民たちは、住民が構築してきたいわきの社会的資源を避難者たちと分けあってきた事実を紹介し、被災弱者である子どもの被害について、簡潔にまとめるものである。

第2 いわき市民の被害の実相

1. 初期避難に対する慰謝料の低さ

- (1) このいわき市は「自主的避難等対象地域」の一つとされてきた。しかし、いわき市民にとって、あの初期の大混乱の中での避難の実行が「自主」避難などと言えるはずも無い。同じ浜通り地方内で起こった未曾有の原発事故、放射能の拡散という未だ経験の無い、現実とは思えない事態に接し、いわき市民の約6割が避難を選択したのである（甲 A276）。いわき支部の裁判所や検察庁さえも閉庁となった。迫りくる放射性物質の恐怖の中で、個々の市民は避難を執行すべきか否かという究極の選択を迫られたのである。放射性物質は五感に感ずることは出来ない。当時は、放射線についての情報もなければ、その知識も無ければ、計測する機器も全く無かった。ただ、風が怖く、雨が怖く、外の空気を吸うことさえ怖かったのである。
- (2) 東京電力は、いわき市を含む「自主的避難等対象地域」の住民に対し、2回に分けて、僅かな金額の支払いがあったのみである。そして、東京電力は、自主的避難等対象区域の住民に対し、必要十分な金額の賠償を行ってきたと開き直ってきた。例えば、いわき市の一般の大人に対しては、第

1回目の賠償として8万円が支払われたが、この8万円の内訳や性格について十分な説明はなく、精神的慰謝料や、生活費増加分も含めた包括賠償であるとしている。この点、原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例などでは、この半分に相当する4万円のみが、大人に対する精神的慰謝料として和解に至っている事例もある。しかし、子どもを守るため、妊婦を守るため、家族を守るために、何もかも投げ打って選択せざるを得なかった避難実行の慰謝料が僅か4万円ということに納得しているいわき市民は皆無であろう。

- (3) 他方、様々な事情から逃げるに逃げられない市民もいた。迫りくる放射性物質の恐怖の中で、命の危険を感じながら、いわき市内で屋内退避を実行した。当時、放射性物質を恐れた物流のトラック等がいわき市に入ってきて、ガソリン、食料などが極端に不足する中で、避難できなかった市民は、いわき市に「籠城」を続けざるを得なかった。このような危機的被害に対する精神的慰謝料がわずか4万円であるはずはない。
- (4) 原告（控訴人）の中には、当時、妊婦だった人もいる。平常時でさえ「健康な子供を無事に生むことができるか・・・」と非常にナーバスになっている時期である。放射能の拡散状況についての情報もなく、どの程度の放射能により胎児に影響を与えるのかについて知識や定説もない中で、外に出て空気を吸っていいのか、お腹の子どもをどうやって守ればいいのかという恐怖の中で、各妊婦は、究極の判断を迫られたのである。
- (5) さらに原告（控訴人）の中には、多くの子供たちがいる。この地の子供たちも、放射性物質の心配をせず、いわき市の恵まれた自然環境の中で成長していく権利がある。外で遊び、花を摘み、虫を捕まえ、木の実を食べ、魚を捕まえるなどして、伸び伸びと健康に生まれ育つ権利があるはずである。しかし、いわき市の子ども達は、相当期間、多かれ少なかれ外遊びを制限され、自然からの恵みを享受することを制限せざるを得ない期間が続

いた。このような認否・子ども達への賠償額が、現行の賠償額や原判決のままに十分か否か、虚心坦懐に考えて頂きたい。

- (6) 放射能の恐怖の中で逃げたのは全く同じなのに、①政府の指示のもとでの避難した精神的負担と、②恐怖の中で、究極の決断をしながら避難実行したこととの間に本質的違いは無い。また、放射性物質が迫ってくるかもしれないという恐怖の中で屋内退避を継続しなければならなかった場合と、避難せざるを得なかった精神的負担との間にも、本質的な違いなど無いはずである。

2. 避難期間中の慰謝料の低さ

- (1) 着の身着のままに避難を実行し、右も左も分からない、知らない土地で生活を送ることが、どんなに疲れ、気を遣い、精神的負担を伴うことであるかは容易に想像がつくであろう。誰に頼って良いか、伝手も無く、右往左往しながら、泊まる場所を見つけなければならないことは、田舎の人間にとってどんなに負担であったかは説明を要さないであろう。
- (2) 政府の避難指示による避難実行であれば、生活費増加分、避難交通費、宿泊費、親せきに対する謝礼金などを、精神的慰謝料（避難慰謝料）とは別項目で賠償しているのが実態である。しかし、避難をせざるを得ない状況に追い込まれた自主避難実行者の場合、別項目で賠償されることも無いというのは、あまりに乖離があると言えよう。

3. 継続的被害に対する賠償がなされないことの不合理さ

- (1) 原発事故の被害は、甚大で、広汎で、多様性があり、継続的被害をもたらすことを特徴としている。このように、原発事故が一過性の被害ではなく、継続性のある被害である。その特徴に応じた継続的賠償がなされなければならないのは当然のことである。ところが、例えば、自主的避難等対

象区域の大人に対する精神的慰謝料は、東京電力の主張によれば、平成23年4月22日までで終了というのである。

- (2) いわき市においては、いつ、原発が再び制御不能となるのではないかとの恐怖心が継続していた。また、降り注いだ放射能について、どこにどれだけの放射性物質が存在するかも分からない状態が続いた。放射性物質の危険性の評価も分からない状態が継続した。この間、いわき市民は、いわば、放射能の恐怖と隣り合わせの生活を送らざるを得なかったのである。その後も、いわき市民は、将来、何らかの影響が生ずるのではないかとの不安を抱き続けながら生活を送らざるを得ないのである。
- (3) さらに、原発事故後、このいわき市では、海、川、山を見ても、汚染されてるはずという気持ちでしか見ることが出来なかった。自然に触れてすがすがしいという気持ちとなるのが難しく、以前のように海、川などで遊んでいる人、釣りをしている人などほとんど見られなくなってしまった。自慢であった福島の野菜、果物、米、山菜、海産物などが、内部被曝を恐れながら食しなければならない対象になり下がってしまい、その風評被害は現在も続いている。
- (4) 海、川、山がすべて汚染されたことから、住民は、必然的に行動の抑制をせざるを得ない。特に、子供たちは、外遊びが制限され、ストレスを溜めているばかりか、体力的にも衰えが見られる。福島の子どもたちの運動不足、肥満傾向、体力低下などの統計結果も広く報道され、子どもの成長を心配しながら子育てしなければならない親達は、より一層、この地で育てることが良いかと心配は尽きなかったのである。さらに、親としては、常に子供たちの健康に対する不安、他の地域から福島出身であることが差別につながるのではないか、将来結婚する際、福島出身であることで何らかの支障が生ずるのではないかなど、心配は尽きない状態にある。
- (5) 毎年、福島の自然を楽しみに帰って来た子や孫が、いわき市に滞在し、

自然と触れ合って帰るといったあたり前の日常や親族間の交流も、きわめて限定的になってしまった。今までは、自慢の米や野菜、常磐沖の魚であったのに、原発事故境に、地場産のものを送っても、喜んで食べてくれるかどうか分からず、どうしても躊躇してしまう精神状態がずっと続いているのである。まさに、いわき市のブランド力が低下してしまい、地域の自慢が喪失されてしまったのである。

- (6) 不安定な状態の福島第一原子力発電所があるため、いわき市の住民は、地震や大雨が生ずれば、まずは「原発は大丈夫か」「避難せざるを得ないのではないか？」と考えざるを得ない。汚染水問題、機器の不具合など、事故後も東京電力は、確認不足や初歩的なミス、品質管理を起因としたトラブルが増加しており、廃炉作業の安全対策に対する市民の不安感や不信感は消えるどころか徐々に高まってきている状態にある。そして、汚染水が日々発生している場所である福島第一原子力発電所と、このいわき市とは、僅かな距離で太平洋を通じてつながっているのである。しかも、沿岸流により、海に流れ出た放射性物質は、南側、すなわちいわき市沖に流れてきており、近海魚を中心に、いわき市沖から汚染された魚介類見つかったりしている状況である。漁業のみでなく、いわき市の農業や観光業は、風評被害が根強く続いている。それによる地域力の低下も無視できない。
- (7) このように日常生活のあらゆる面において、放射性物質の存在や、その影響を考慮しながら生活を続けなければならない。滞在者は、低線量被ばく問題に向き合いながら生活を送ることを余儀なくされているのである。現在、日々、何気なく日常を送っているように見えても、いわき市民は、決して心から放射線を「安心」などと思っている人はいない。このようないわき市民の被害に対する賠償として、現行の賠償は、賠償の名に値するものではなく、単なる見舞金程度のものであると言えよう。

第3 被害の概要と被侵害利益

1 被害の概要と特徴

本件事故によって原告らが受けた被害は、後述のとおり、①被ばくリスクへの不安、②これによる予防的な行動規制、③これらによってもたらされた地域社会（地域生活）の毀損（地域力の低下）に集約できる。これらの被害が多様な分野において広範に広がり、生活のあらゆる場面において全面的に影響をもたらしており、さらに長期化していることが特徴である。

そして、このような多様な被害が相互に影響し、関連し合っていることが、被害を一層複雑にし、深刻にしているのであり、そうした被害の実態を包括的に把握し、評価することが求められる。これらの被害は、原告ごとに異なる事実（体験）であるが、その内容は、事態を包括的に把握すれば、すべての原告に共通する以下の3つの損害事実に集約される。

2 損害事実

(1) 被ばくリスク不安

本件事故が原告らいわき市民にもたらした損害の根本は、いわき市の全域にもたらされた放射能汚染である。地域全体に高レベルの放射性物質が拡散したことにより、いわき市民は長期間にわたって、一定の放射線被ばくに晒されることになった。原告ら住民は、この長期的な放射線被ばくによる生命・健康に対する侵害のリスクについて、強い不安を抱いている。この被ばくリスク不安が、原告らの被った第1の損害事実である。

(2) 予防的行動規制

このような強い被ばくリスク不安は、それ自体が原告ら住民に精神的苦痛を与えているが、そうした精神的損害のみならず、住民らはこのようなリスク不安の故に、日常生活の様々な場面で、自由な行動を自己規

制（抑制）せざるを得なくなった。被ばくによる健康リスクを少しでも軽減したいという、予防的な萎縮効果である。従って、そうした自主規制自体が不本意な自由の制約であるし、さらにはこうした予防的行動規制は、地域における住民の日常生活と様々な活動を阻害し、大きな支障を及ぼすことになった。これが第2の損害事実である。

すなわち、被ばくリスクを回避するための行動規制は、その反面で、様々な価値や権利の実現を損なうことを意味している。それは、個人の私的な生活・行動という場面だけではなく、職場や近隣関係、さらにはいわき市全体における生産や流通、消費等の経済活動、あるいは教育や保育の場における健全な知育・体育活動の制約など、あらゆる場面において大きな制約を課すものとなり、これによる有形無形の損害が、広範かつ重層的に生じることになった。

また、こうした二律背反の選択を迫られる状況においては、価値判断や選択における住民間の齟齬を避けられず、住民相互の対立や軋轢をもたらすことになった。

（3）地域生活の毀損（地域力の低下）

さらに、以上のような環境破壊（放射能汚染）がもたらした被ばくリスク不安と、予防的行動規制は、住民の一人ひとりが受けた被害であるとともに、いわき市という地域全体の機能に、大きな影響と変容をもたらした。

後述のとおり地域社会における人々の生活は、個々人を基礎にしつつ、近隣との関係、職場における関係、さらには地域全体における生産や流通などの経済活動にいたるまで、地域での平穏な日常生活を送ることを可能にする諸機能（地域生活利益を提供する機能）によって可能となっている。この住民が必要とする地域生活利益を提供する機能が、被ばくリスク不安と予防的行動規制、さらには被ばく地域を取り巻く社会的・

経済的な否定的評価などの状況の変化によって、大きく損なわれ、機能不全に陥った。

地域の産業は、地域全体の放射能汚染により、農業・漁業などの一次産業はもとより、これらの衰退によって広範な産業全般における経済活動が深刻な打撃を受けることになった。さらに、こうした産業・経済の停滞や地域イメージの悪化は、社会的差別や人材の流出などを含めて、地域に重大な影響を与えた。これらは相互に関連・影響し合って、重層的な被害となり、地域における生活の質の低下、あるいは「地域力の低下」とも言いうる、地域生活（地域社会）の毀損による包括的な有形無形の影響と変容を、地域全体にもたらした。

また、後述するとおり、いわき市は避難指示区域から大量の避難者が流入した、最大の受け入れ地域である。これによるいわき市内の居住人口の急激な増大のために、市民生活の様々な場面で支障が生じた。すなわち、いわき市民によって形成・維持されてきた地域の社会資源を、突然に避難者と分かち合うことになり、需要と供給のバランスが崩れたために、ガソリンや食品など生活必需品の流通、不動産市場、医療の提供、交通インフラの容量など様々な場面で、不足や遅延などの支障が生じたのである。これも、本件事故がもたらした地域生活の損傷の1つである。

以上のような地域力の低下というべき、地域に対する深刻な影響は、当然、当該地域に居住する住民らに対する、重大な被害を招来することになる。地域力の低下がもたらす地域の機能低下は、そこで生活する住民に対して、様々な場面で有形・無形の損害を与える。さらには、これに伴う人格発展の阻害や、精神的充足感の喪失による精神的苦痛は著しい。

これにより、そこで生活する全ての住民はその影響により、経済的・社会的・精神的な様々な関係において被害を生じ、地域生活利益を享受

する権利・利益を侵害されるという深刻な損害を被っている。その実体は、有形無形の財産的損害のみならず、人格的発展の阻害、精神的な充足感の喪失など、精神的な打撃も深刻である。

3 被侵害利益

(1) 包括的生活利益としての平穩生活権

本件における被侵害利益は、以下のとおり、「包括的生活利益としての平穩生活権」（包括的平穩生活権）と呼ばれる「包括的」・「複合的」な権利法益である。

それは、地域において平穩な日常生活を送ることができる生活利益そのもの、すなわち「包括的生活利益」であって、生存権、身体的・精神的な人格権—そこには後述の「身体権に接続した平穩生活権」も含まれる—および財産権によって法的保護を基礎づけられる。そのような包括的生活利益を享受する権利を「包括的平穩生活権」と呼ぶ（淡路剛久『『包括的生活利益』の侵害と損害」、甲 C10 号証）。

上記の損害事実における「地域生活の毀損」（地域力の低下）とは、まさにこのような意味における包括的生活利益（地域生活利益）を提供する機能が毀損・低下し、そうした利益を享受する権利が侵害されている状況を示している。ちなみに、避難指示によって住民全部が長期的な避難を強いられた、避難指示区域における住民の「故郷喪失損害」とは、この地域生活の全面的な破壊・喪失である。

(2) 身体権に接続した平穩生活権

本件におけるもう 1 つの被侵害利益は、「身体権に接続した平穩生活権」すなわち、身体権そのものが侵害されたのではないが、身体・生命に対する侵害の高度な危険が認められ、これが精神的な平穩を害するという意味における人格権（平穩生活権）である。

このような意味における平穩生活権は、上記の包括的平穩生活権の一部をなすものと位置づけられるが、本件においては、「強い被ばくリスク不安」及び「予防的行動規制」という損害において、この身体権に接続した平穩生活権が顕著に侵害されているので、あえて並記するところである。

4 被害の段階的な進展の整理

以上のような被害の発生と権利法益の侵害を、本件事故からの時間的な経過に沿って整理する。

(1) 第1期

本件事故直後から数週間後である3月末ないし4月22日頃までの時期においては、原告らは、放射線被ばくによる身体的侵襲を被るのではないかという強い不安と、さらには第一原発における原子炉の相次ぐ爆発を目の当たりにして、さらなる致命的な事態が生じるのではないかという恐怖感を抱いた。まさに「死の恐怖」と表現されるような、身体・生命に直結した平穩生活権の侵害である。

(2) 第2期

事故発生後数週間からおよそ2年後までの時期は、第1期に引き続き、放射線被ばくによる健康被害について深刻な危惧感を抱きながら生活するという、生命身体に接続する平穩生活権侵害が継続している。さらに、そのような被ばくによる健康被害の危険を避けるために、地域全体で、様々な場面において、顕著な予防的行動規制、行動抑制がなされるという状況が生じ、長期化・継続化していった。

これらの事態は、住民の日常生活の全般にわたって、複合的・包括的な包括的生活利益としての平穩生活権に対する侵害をもたらした。

(3) 第3期

本件事故の発生2年後の時期以降（第3の段階）には、時間の経過による空間放射線量の低下や、情報提供の増加により、第1期、第2期のような生命身体に対する影響への強い危惧感は徐々に低下していったが、そうした不安感や危惧感がなくなる訳ではなく、引き続き、将来に向けての長期的な不安感はなお継続している。

そして、むしろそうした不安感の長期化・固定化という状況が続くことで、予防的行動規制が固定的に常態化し、地域全体に様々な影響が現れていったことが特徴である。これらの多様な影響は、相互に関連し合っただけでなく、重層的な被害を及ぼし、そのような中で、被ばく不安が住民にもたらした行動・活動の規制・抑制は、地域の分断とともに、「地域力の低下」、生活の質の低下という、地域全体に対する長期的な影響をもたらした。すなわち地域生活の毀損である。このような地域全体が受けた影響と変容によって、地域で生活する原告ら住民は、様々な場面で、地域生活の毀損による有形・無形の損害を受け、これに伴う人格発展の阻害や、精神的充足感の喪失による精神的苦痛が続いているのである。

第4 最高裁判決確定に伴う中間指針見直しの動きといわき市民の被害

1. 7つの確定判決における精神的慰謝料の種類

2022（令和4）年3月に最高裁で確定した7つの高裁判決を分析すると、その精神的慰謝料を判断するにあたり、次の通り、精神的慰謝料の内容を分類して判断している判決が見られる（甲A708の6）。

- ① 「避難を余儀なくされたことによる精神的苦痛」
- ② 「避難生活に伴う精神的苦痛（又はこれに対応する平穏に生活する利益）」
- ③ 「故郷又は生活基盤の変容・喪失に伴う精神的苦痛」
- ④ 「生命身体を危険に曝されているのではないかという不安による精神

的苦痛」

2. 避難を余儀なくされた慰謝料

上記とおり、最高裁で確定した7判決の中には、当初の混乱期の中で「避難を余儀なくされた慰謝料」を独立に認定している判決がある。

情報も無い中、避難先も指定されず、着の身着のまま避難せざるを得なかった過酷な避難自体を、避難継続慰謝料とは別の慰謝料として認定しているのである。

この避難慰謝料と避難継続慰謝料を区分して論ずることは、当初の死の恐怖や被ばくの悪影響を避けるために避難を実行したことと、その後の避難中の生活の不便さとを区別するためにも意味がある。

そして、「避難を余儀なくされた慰謝料」は、政府の避難指示による強制避難と、情報も無い中で被ばくの恐怖から逃れるために政府の避難指示によらずに避難した場合とで、「避難を余儀なくされた」という点では共通性がある。原発の爆発というこの日本において過去に例の無い未曾有の事態に接し、周辺住民は、避難せざるを得ない精神状態に置かれたことは、避難区域であっても、自主的避難等対象区域であっても全く同じである。国からの避難指示による場合と、放射性物質を恐れ、避難せざるを得ない精神状態に置かれ避難した場合とで、本質的相違があるとは思えない。

平成26年11月に公表されたいわき市の「原子力災害時の避難等に関する市民アンケート調査報告書」(甲 A276)によれば、当初、屋内退避したのは、いわき市民全体の実に54パーセント、久之浜・大久地区など避難対象区域に至っては、82パーセントの住民が屋内退避を実施している(甲 A276、同16頁)。また、いわき市全体において、原発事故を受け、家族が全員で避難した世帯が40パーセント、家族の一部が避難した世帯が17パーセントであり、併せて、約6割の住民が実際に避難を実施しているので

ある。

これは、他の福島県内の他の地域と比較しても、著しく多い値である。とうほう地域総合研究所の機関誌「福島の進路」(甲708の7)では、平成24年8月に、「福島県内における自主避難の現状— 自主避難の現状に関するアンケート調査結果 —」を公表しているが、「一時的に県外に自主避難したことがある」の回答割合は、「いわき地域」が51.9%(28人/54人)と最も高く、「県外への自主避難」「県内への自主避難」「長期休暇に自主避難」のいずれかを回答した割合は、「相双地域」が70.0%(14人/20人)に次いで、「いわき地域」68.5%(37人/54人)と高かった。他方、後日、線量が比較的高いことが分かった「県北地域」では、避難を実施した割合が38.7%(65人/168人)に留まることを考えると、いかに、浜通りの「相双地域」と「いわき地域」、すなわち、浜通り地方が、事故当初において混乱状態に陥っていたかが分かる。

このように、「避難を余儀なくされた慰謝料」は、決して避難指示を受けたことによって発生したものばかりではなく、事実上、避難を余儀なくされたいわき市民のような場合であっても、同様の慰謝料が発生するはずである。

この点、原判決も明確に認定している(507頁)。いわき市の混乱の程度は「避難指示等の対象となった本件原発の20km圏内の地域と大きな相違はなく」「事実上の避難を強いられる状況であったことは疑いようがない」「任意で自主的に避難したという表現は明らかに不適當」「避難者も相双地区以上に多く、これらの状況は明らかに他の自主的避難等地域と一線を画している」「同じ浜通りであり、原発の距離からしても相双地区といわき市を全く別異に扱うべき理由も見出し難い」と認定しているのである。

3. 避難を余儀なくされた慰謝料の額

では、事実上「避難を余儀なくされた慰謝料」の損害額として、どの程度の金額が妥当であるかであるが、第58回原子力損害賠償紛争審査会の資料3によれば、令和2年3月12日 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】は、帰還困難区域や双葉町、大熊町を除く旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域について、避難を余儀なくされた慰謝料を150万円と認定している。同様に、同判決は、旧緊急時避難準備区域でも、事実上避難を余儀なくされたことについて、金70万円の慰謝料を避難継続慰謝料とは別途に認定している。

前述のように、当初の避難は、強制避難指示の有無を問わず、放射性物質の恐怖の中で避難を余儀なくされたことは全く共通である。いわき市民が、当初の大混乱時期において、事実上の避難を余儀なくされた慰謝料は、原判決のように、僅か、月6万円の2か月分のみ（12万円）という金額ではあり得ない。少なくとも、緊急時避難準備区域における「避難を余儀なくされた慰謝料」に準ずる慰謝料額は認められるべきである。

4. 避難期間中の慰謝料

上記のとおり、当初の避難慰謝料とその後の避難継続慰謝料とは、その慰謝料発生の原因の質が異なることから、区別して検討されるべきである。

前述のとおり、いわき市の場合、いわき市民の約6割が実際に避難を実施している。しかも、避難者が選択した避難先の7割は福島県外であった（甲A276、30頁）。そうであるとすれば、避難期間中の慰謝料（避難慰謝料）を別途認定することは、当然のことであろう。

各代表原告の陳述書や、各原告のアンケート調査でも明らかになったように、事実上、避難を余儀なくされる状況の中で、いわき市からの各「自主」避難者は、①当初、いわき市内で、水汲みや食料品の調達、ガソリンを手に入れるなどのために、屋外に長時間いたことなどで、被ばくしたの

ではないか、家族を被ばくさせたのではないかという精神的苦痛から始まり、②相次ぐ原発爆発の報道を受け、避難をすべきか否かという究極の判断に迫られるという精神的苦痛を受け、③放射性物質の人体に与える影響についての正確な情報もなく、現在の線量や放射性物質の拡散の方向などの情報も一切無く、どの程度までの線量であれば避難すべきか否かについての定説も無い中で、避難を実施せざるを得なかったという精神的苦痛を受けた。④自主避難区域からの避難者には、適切な避難場所も確保されず、どこに避難すべきか、すべて各自の判断に任されたのである。どこを頼りに避難すべきか、右も左も分からない土地で右往左往せざるを得ないという精神的苦痛を受けた。⑤自主避難を実施しても、ア) 家族や親せきの一部を残して避難を実行してしまったという葛藤に苛まれ、イ) 慣れない過酷な環境の中で体調や精神のバランスを崩し、ウ) 親せき宅で極限まで気を使いながら避難生活を送らざるを得ず、エ) 周囲には汚染物質を運んできたかのような差別に遭い、子どもは虐められることもあり、オ) いつまで避難を継続すべきかなどについて、家族間でも対立に発展するという精神的苦痛を受けてきたのである。

避難中、不便な暮らしを余儀なくされたことは当然のこと、余計な出費（交通費・親戚への謝礼・避難先で使用する生活必需品の購入など）を余儀なくされるという損害を受けてきたのである。

これら避難中の損害に対しても、相当額の慰謝料が支払われるべきであろう。

5. いわき市に留まらざるを得なかったことによる慰謝料

いわき市民の過半数が避難を実行する中で、被ばくの危険性を恐れながらも、仕事や避難先が無い、ガソリンが無い、避難するだけのお金が無いなどの理由で、避難したくても出来ない人が数多くいた事実も忘れてはな

らない。公務員やライフラインを支える産業（食料品店、病院、薬局、福祉施設、水道工事業者など）の従事者などは、放射性物質が迫る恐怖の中で、できる限り被ばく避けながら生活を余儀なくされたのである。

市民の過半数が避難を実行してしまい、ゴーストタウン化してしまったいわき市に留まり、避難弱者などをケアしなければならなかった人もいる。その期間の精神的慰謝料は、避難継続慰謝料と同様の被害を受けたと評価できるだろう。

6. 生活基盤の「変容」に伴う精神的苦痛

- (1) 強制避難区域のみならず、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点、旧一時避難要請区域、さらには、自主的避難等対象区域についても、程度の差はあれ、原発事故による生活基盤の変容があったことは間違いない。
- (2) いわき市のような自主的避難等対象区域であっても、生活基盤の変容避けられず、①一時避難実行者や滞在者も、放射性物質による影響をできる限り避けようと本来の自由な行動を抑制すること余儀なくされ、②第一次産業、観光業などを中心に、避難指示による被害・風評被害が長期に続くことで、地域力が低下した中での生活の継続を余儀なくされ、③さらには、強制避難者の受け入れ側として、限られたインフラが大量の避難者の流入のために妨げられ、軋轢が生ずるなど、様々な点から、原発事故に起因して地域の「変容」が生じた。この地域変容による慰謝料が認定される範囲は、強制避難区域に留まらない。
- (3) この点、中間指針は、自主避難者・滞在者への賠償について、「生命身体の危険に曝されているのではないかという不安による精神的苦痛」を根拠に行われているが、同地域の被害は、それに止まるものではない。

被ばくリスクに対する強い不安は、それ自体が住民に精神的な苦痛を与えているが、そうした被害のみならず、住民らはそのようなリスク不安の

故に、日常生活における様々な場面で、自由な行動の不本意な自己規制（抑制）をせざるを得なくなるという予防的行動規制・抑制をせざるを得なくなった。水道水を飲まない、洗濯物を外に干さない、夏でも長袖の服装で外出する、地元産の野菜や水産物などを食べない、山歩きや公園など野外での活動をしない、山菜など自然の恩恵を採取し消費する活動をしない、家庭菜園での栽培や収穫などをしないなどである。

- (4) 教育や保育の現場においても、校庭やプールでの活動を中止し、暑い時期でも窓を閉め切って授業を行う、園児の散歩も中止するなど、被ばくを避けるための活動規制が避けられなかった。
- (5) 産業や生産の場においても、放射能汚染に対する予防的行動や風評被害を含めて、様々な萎縮的効果が広がり、経済活動の縮小も見られた。

7. 中間指針の第一次追補を見直す動き

- (1) 他の類似判例を見ると「滞在者」も原告となった訴訟のうち、生業訴訟や中通り訴訟では、避難の有無を問わず（したがって「滞在者」にも）第一次追補を超える額の慰謝料が認められている。生業訴訟では、自主的避難等対象区域以外の原告の慰謝料も（金額は少ないが）認められている。また、本件訴訟でも、一審は、（期間や額において限定的であるが）中間指針第一次追補を超える慰謝料が認められている。
- (2) 上記7判決が最高裁で確定したことにより、やっと、自主的避難等対象区域賠償を見直す動きが出ている。令和4年11月10日に開催された第59回原子力損害賠償紛争審査会でも、自主的避難等による精神的損害が議論され、子供・妊婦以外の者については、残存する後続事故に対する不安と相まって抱く相当程度の複合的な恐怖や不安を抱いたことには相当な理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ないと考え、中間指針第一次追補を変

更し、子供及び妊婦以外の自主的避難等対象者の損害の賠償すべき期間賠償すべき損害の対象期間を変更するとの方針が確認されている（甲 A708 の 8）。

第 5 最大の避難者受入れ自治体であること

1 全国に突出して避難者の受け皿となったいわき市（甲 A708 の 9）

東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋沿岸の岩手、宮城、福島
の各市町村のうち、まったく異なった状況を呈しているのが、いわき市であ
る。

本件事故により居住が制限された双葉郡 8 町村民を中心として多くの人々
が避難し、その避難先は全国に広がったが、突出して受け皿となったいわ
き市だった。2011（平成 23）年 8 月 12 日、原発避難者特例法が施
行され、いわき市を含む県内 13 市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川
俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、
飯舘村）が指定された。これら市町村から住民票を異動せずに避難している
住民を受け入れた場合は、避難者に対する一定の行政サービスについて提供
が義務づけられている。原発避難者特例法で指定された指定市町村からの避
難者数は、2012（平成 24）年 1 月 31 日現在では 2 万人を超え、ピー
クは 2015（平成 27）年 9 月 1 日現在の 2 万 4 299 人であった。その
後、減少に転じているが、2020（令和 2）年 9 月 1 日現在で 1 万 8 6 0
1 人となっている。

いわき市はもともと 34 万人都市であったが、かかる人口の増加により、
最大でおよそ 7% もの人口が増加したことになる。従前からの医療や交通等
の社会的インフラを上記のとおり増加した人口で分かち合う必要に迫られた。

2 浜通りの一体性

双葉郡などからの原発避難者がいわき市に集まった要因としては、双葉郡8町村の南域に位置し帰還したり一時帰郷したりすることなどが容易であること、気候や風土が類似していること、人的・文化的・経済的などにつながってきた歴史を持つことなどが挙げられる。福島県は、「浜通り」、「中通り」、「会津」の3地方に区分され、それぞれ異なる気候や文化を有している。福島第一原子力発電所は、「浜通り」に位置しており、本件事故による避難者もその多くが「浜通り」の住民である。いわき市は、この「浜通り」に位置する自治体の中でも交通・経済・教育等、様々な面において最大の都市であるといえる。かかるいわき市には、浜通り地方の住民らの雇用や就学の場も集中している。いわき市から相双地区内の福島第一原子力発電所関連の事業所に通勤する者もいたし、とくに浜通り地方の南部地域（富岡町、楡葉町、広野町）の住民は、いわき市内の勤務先や学校に通勤・通学する者も珍しくなかった。そうしたこともあり、広野町と楡葉町は、全住民の7割以上がいわき市に集中して避難した。

いわき市から、40キロ数キロ北には、極めて不安定な事故後の廃炉作業中の原発が4基もあり、本当に廃炉が成功するか否かさえも分からない状態が続いている。浜通り地方のど真ん中に、放射性物質が厳然と存在し、安定しない廃炉作業中の福島第一原発が存在することが、滞在せざるを得ない市民・県民の心に、暗い影を落とし続けているのである。

地元住民としては、なるべく考えないようにしようとしても、強い北風が吹けば気になり、汚染水問題が生ずるたびに海への影響が気になる。人によって程度の差があるとはいえ、常に放射線被ばくの不安に苛まれている。浜通りという一体の地域のど真ん中に、人が容易に立ち入れない地帯が広がってしまったのであり、いわき市に影響がないはずがない。

こうしたことから、いわき市の場合、いわき市から市外に避難している市民もおり、避難者を受け入れると同時に、市外への避難者が生じているとい

う、相反する二つの流れが生じていた。

さらに、いわき市は、原発事故の収束に取り組む復興作業員や相双地区の除染作業員の宿泊先を提供する拠点としての役割も担ってきた。

3 住民の苦勞

いわき市のように一時的に多くの避難者を受け入れた都市では、一部で避難者と受け入れ市民との間で偏見や誤解から双方の住民の間で感情的な行き違いが生じた側面もあった。それは、ごみの出し方の違い、医療機関の待ち時間、交通の混雑、火葬場における市外使用者の増幅、賃貸物件の空き物件がなくなるなど、急激な日常生活の変化がいわき市民への圧迫として受けとめられたものであった。また、除染作業員等、見知らぬ地域から見知らぬ人々がいわき市内を頻繁に出入りすることによって、いわき市民に治安悪化の認識も広まった。これらの背景には、いわき市民も本件事故の被害者であるという意識が強かったことが大きな理由として挙げられる（甲 A 7 0 8 の 9、甲 A 5 0 4 高木意見書）。

4 地価上昇率が全国一へ

避難者の受入れにより社会的な変容を生じたいわき市であるが、これらの変容の中でも客観的な数値としてわかりやすいのが、不動産価格の高騰である。

本件事故後 2 年を経ると、行政が災害公営住宅の建設や震災復興土地区画整理事業の完成までに期間を要したことから、双葉郡からの避難者などが新たな生活基盤を築こうと、戸建て住宅を求める傾向が顕著になった。この傾向が、数字となってあらわれたのは、2013（平成25）年3月に公表された公示地価だった。県内の「住宅地」で上昇率が最も大きかったのは、泉もえぎ台一丁目（前年比10.7%）で、上昇率の上位5地点はいずれもい

わき市（中央台、鹿島、同飯野、草木台、洋向台）であった。しかも県内で上昇した38地点のうち、いわき市が36地点で、いわき市全体では15年ぶりにそれまでのマイナスから0.7%のプラスに転じた。本件事故前の2010（平成22）年度の新築専用住宅の建築確認申請は937件であったが、2013（平成25）年度は1954件と、バブル好景気の1989（平成元）年度の1902件を上回り、ピークを迎えた。2014（平成26）年3月の同公表においても、いわき市の「住宅地」の上昇率が平均3.3%伸び、県内上位5地点はいずれもいわき市だった。しかも県内で最も上昇率が高かった11.6%の中央台鹿島一丁目は全国でも2位、全国上位10地点のうち3地点がいわき市となった。2015（平成27）年3月の同公表においても、「住宅地」でいわき市は平均7.3%の伸びを示し、このうち泉もえぎ台一丁目が上昇率17.1%で全国一の上昇率となった。この年は全国上昇率10位をすべていわき市が占めた（甲708の9）。

5 小括

このようにいわき市では、いわき市民が作り上げてきた地域社会資源を受け入れ、避難者たちと分かち合わざるを得なくなり、医療の遅延、交通、不動産価格の急上昇、生活必需品の不足等、生活のあらゆる場面で支障を生じた。それにもかかわらず、いわき市民には何らの手当もなされなかった。本件事故のような大規模かつ広範な事故による被害が生じた場合、必ず、避難者の受け入れ自治体が生じる。しかし、こうした大規模な受入れによる既存住民らの日常生活への支障が現に生じているにもかかわらず、本件事故における賠償政策・賠償実務においては、それが考慮されることはなかった。いわき市民は、本件事故による被害者でありながら、同時に、相双地区からの避難者を受け入れ、支援する立場にも置かれ、自らの日常のあらゆる場面での支障を甘受してきた。それにもかかわらず、相双地区の避難者といわき市

民への賠償との格差を目の当たりにさせられてきたのである。そして、原告らいわき市民は、被害が認められないままに「復興した」とみなされ、なし崩し的に、いわば「見えない被害者」となっていたのである。

第6 子どもの被害について

1 学校現場での子供たちへの影響

(1) 「子供たちへの影響」の特殊性

子供たちは、日々の生活の中で様々な経験を得て、日々その心身を成長・発達させている。その意味で、子供たちの一日、一月、一年は、大人とは比較にならないほど極めて重要なものであり、その後において簡単に取り返すことができるものではない。

このことは、大人であれば、自らの実体験から容易に理解できるものと考えられる。

そして、子供たちの生活において、同世代の子供たちとの関係や学校生活が重要であることは説明するまでもない事実である。

以下、小学生と中学生を中心に、その影響を説明する。

(2) 本件原発事故により子供たちがいなくなったこと

ア 本件原発事故により、本来市内で生活し続けていたはずの住民が市外に転出し、また転入してきたはずの住民が市内に転入してこなかったこと

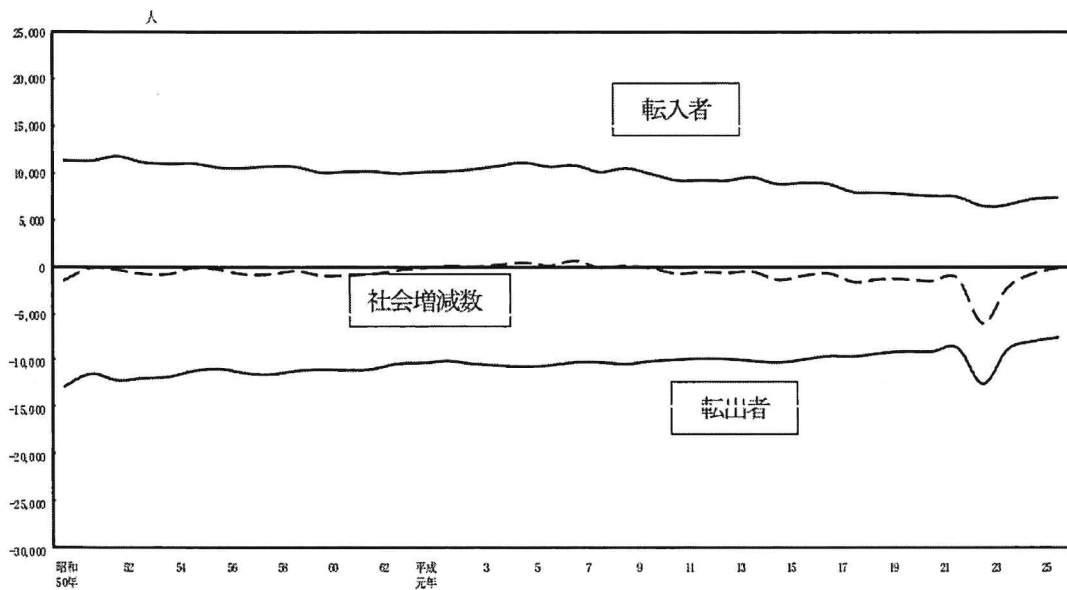
いわき市の人口統計（甲 A709）から、本件原発事故によりいわき市から人口が流出したことが分かる。

甲 A709の「第3表 転入者数、転出者数の推移」（8頁）、「第3-1 図 社会増減数（転入者・転出者）の推移（昭和50年～平成26年）」（9頁）を引用する。

第3表 転入者数、転出者数の推移

年次	転入者数		転出者数		社会増加数	
	人	流入率 (%)	人	流出率 (%)	人	社会増加率 (%)
昭和50年	11,300	3.42	12,782	3.87	-1,482	-0.45
51	11,265	3.38	11,440	3.44	-175	-0.05
52	11,748	3.50	12,117	3.61	-369	-0.11
53	11,108	3.29	11,890	3.53	-782	-0.23
54	10,938	3.23	11,744	3.46	-806	-0.24
55	10,963	3.20	11,097	3.24	-134	-0.04
56	10,532	3.06	10,915	3.18	-383	-0.11
57	10,514	3.05	11,355	3.29	-841	-0.24
58	10,668	3.08	11,480	3.31	-812	-0.23
59	10,630	3.06	11,106	3.19	-476	-0.14
60	10,025	2.86	10,969	3.13	-944	-0.27
61	10,104	2.87	11,042	3.14	-938	-0.27
62	10,144	2.88	10,924	3.10	-780	-0.22
63	9,916	2.81	10,356	2.93	-440	-0.12
平成元年	10,068	2.84	10,246	2.89	-178	-0.05
2	10,139	2.85	10,054	2.83	85	0.02
3	10,370	2.91	10,365	2.91	5	0.00
4	10,715	2.99	10,527	2.94	188	0.05
5	11,082	3.09	10,652	2.97	430	0.12
6	10,638	2.95	10,528	2.92	110	0.03
7	10,788	2.99	10,180	2.82	608	0.17
8	10,072	2.79	10,193	2.82	-121	-0.03
9	10,485	2.90	10,376	2.87	109	0.03
10	9,871	2.73	10,066	2.78	-195	-0.05
11	9,194	2.54	9,925	2.75	-731	-0.20
12	9,200	2.55	9,796	2.72	-596	-0.17
13	9,182	2.55	9,838	2.74	-656	-0.18
14	9,516	2.65	10,065	2.80	-549	-0.15
15	8,787	2.46	10,218	2.86	-1,431	-0.40
16	8,931	2.51	9,903	2.78	-972	-0.27
17	8,790	2.48	9,524	2.69	-734	-0.21
18	7,900	2.24	9,570	2.72	-1,670	-0.47
19	7,880	2.25	9,236	2.64	-1,356	-0.39
20	7,702	2.21	9,064	2.61	-1,362	-0.39
21	7,511	2.18	9,075	2.63	-1,564	-0.45
22	7,429	2.17	8,650	2.53	-1,221	-0.36
23	6,458	1.93	12,508	3.74	-6,050	-1.81
24	6,565	1.99	8,843	2.68	-2,278	-0.69
25	7,186	2.19	7,978	2.43	-792	-0.24
26	7,361	2.26	7,551	2.32	-190	-0.06

第3-1図 社会増減数（転入者・転出者）の推移（昭和50年～平成26年）



これらの表・図によると、本件原発事故「前」については、たとえば平成18年から平成22年までは、毎年1200～1700人程度人口が減少していた。

それが、平成23年は減少数が約6000人（例年の約4倍）であり、平成24年でも減少数が約2300人（例年の2倍近く）となった。

さらに、「転出者数」の推移を見てみると、昭和50年から30年以上の間緩やかに転出者数は減少し、平成22年の転出者数は8650人となっていた。ところが、平成23年の転出者数は1万2508人となり、前年の1.5倍近くとなったのである。

つまり、この転出者数の推移は、「本件原発事故がなければ、いわき市で生活して続けていたはずの多くの住民が本件原発事故により転出した」事実を明らかにしている。

また、「転入者数」の推移を見てみると、たとえば平成18年から平成22年にかけて平均100人前後減少し、平成22年の転入者数が7429

人であった。ところが、平成23年の転入者数は6458人となり、前年から約1000人も減少したのである。さらに、平成24年の転入者数も戻らず、ほぼ平成23年と同数の6565人であった。

つまり、この転入者数の推移からは、「本件原発事故により、本来転入してきたはずの住民が転入してこなかった」ことを意味している。

イ 本件原発事故により、それまで遊び、関わってきた「子供たち」が市外に転出してしまったこと

以上の転出と転入は、年齢で分類しない人口全体の推移である。

以下示す内容は、子供（0～14歳）の人口の推移であり、本件原発事故により多くの子供がいなくなったことを説明する。

下記の表は、甲A709の「第9表 年齢別人口構造の推移（各年10月1日現在）」（16頁）である。

第9表 年齢別人口構造の推移（各年10月1日現在）

年次	人口(人)				人口の割合(%)			
	人口総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	人口総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和30年	351,440	130,259	205,667	15,514	100.0	37.1	58.5	4.4
35	345,663	119,926	208,328	17,409	100.0	34.7	60.3	5.0
40	333,881	99,918	214,597	19,366	100.0	29.9	64.3	5.8
45	327,164	84,872	219,672	22,620	100.0	25.9	67.1	6.9
50	330,213	80,667	222,286	27,260	100.0	24.4	67.3	8.3
55	342,074	79,394	229,086	33,594	100.0	23.2	67.0	9.8
60	350,569	76,483	233,464	40,622	100.0	21.8	66.6	11.6
平成2年	355,812	68,759	236,670	50,266	100.0	19.3	66.5	14.1
7	360,598	62,427	236,981	61,032	100.0	17.3	65.7	16.9
12	360,138	57,205	232,101	70,745	100.0	15.9	64.4	19.6
17	354,492	52,002	222,525	79,472	100.0	14.7	62.8	22.4
22	342,249	46,776	208,667	85,510	100.0	13.7	61.0	25.0
23	334,221	44,366	204,263	84,296	100.0	13.3	61.1	25.2
24	330,218	42,759	200,280	85,883	100.0	12.9	60.7	26.0
25	327,783	41,725	196,575	88,187	100.0	12.7	60.0	26.9
26	326,093	41,018	193,330	90,449	100.0	12.6	59.3	27.7

この表の「0～14歳」の人口推移を説明する。

- ①平成12年～平成17年（5年間）：1年あたり平均約1000人減少
- ②平成17年～平成22年（5年間）：1年あたり平均約1000人減少
- ③平成22年～平成23年 ：約2400人減少
- ④平成23年～平成24年 ：約1900人減少
- ⑤平成24年～平成25年 ：約1000人減少

元々いわき市内の「0～14歳」の人口は緩やかに減少し続けていた。しかし、平成12年から平成22年までの10年間は、平均約1000人の減少で推移しており、落ち着いた人口推移であった。

ところが、本件原発事故直後の平成23年には例年の2.5倍近く（約2400人）の減少となり、翌年の平成24年でも例年の2倍近く（約1900人）の減少となったものである。

前述の転出者数の推移を踏まえれば、この減少数のかなりの部分はいわき市から転出したことを示すと考えられる。

そして、この事実は、子供たちにとって、成人とは質的に全く異なる影響を与えたものである。子供たちは、学校の内外で、友達と遊び、関わり、それが日常生活の中心となっている。つまり、子供たちの日常生活にとって、友達との関わりは質と量の両面にとって重要な地位を占めており、その関わりを通じて、その人格の形成・発達が進んでいくものである。

上記の本件事故直後の子供（0～14歳）の異常な減少数は、「本来はいわき市外に転出することがなかった（もしくは直ぐに転出することはなかった）友達が、突然市外に転出した」ことを意味し、「友達との関わりを突然断絶された」ことを意味するのである。

いわき市に残った子供からすれば、転出してしまった友達は「抽象的な友達」といった存在ではなく、「具体的な誰々という名前のある友達」である。他に友達がいても、その後転入してきた友達がいても、その友達は失

ったままであり、代替できるものではない。

子供の頃、親しい友達が引っ越してしまった悲しみを覚えていないだろうか。それを、原発事故という外圧で強制されたのである。

(3) 小学校現場と中学校現場での影響

ア はじめに

本件原発事故後、学校現場の教師は皆同じことを考えた。

「子供たちを守る」という説明不要な重要事実を前提に、保護者や子供たちの被ばくリスクの不安のもと、「被ばく回避」を十分考えなければならなかった。

しかし、その「被ばく回避」を優先しすぎて、あらゆる行動規制をしてしまえば、特に自然と密接ないわき市において、これまで積み上げてきた学校教育を行うことができず、子供たちの心身の成長・発達に支障をきたしてしまうおそれがあった。

学校現場の教師は、この二つのバランスを取りながら、以前の学校教育を取り戻そうと、何年もかけて慎重に進めてきたのである。

その具体的な事実について、以下説明する。

なお、以下に指摘する事実は、小学校に関しては一審原告佐藤明美に関する尋問・証拠、中学校に関しては一審原告鈴木茂男に関する尋問・証拠を中心に説明するものである。

また、各学校の教師は、市教委からの指導のもと、他の学校の状況確認や意見交換等も行いつつ、当時の対応を行ってきたため、市内の学校はおおよそ同様の対応を行ってきたものである。

イ 本件事故直後の被ばく不安

(ア) 「(※本件原発事故直後において) 例えば、生徒にはマスクと帽子を着用し、なるべくつつるした上着を着てくるように指導していました。また、外履きの靴底に放射性物質が付着している可能性があったことから、学校

内に放射性物質を持ちこませないように、ブルーシートを敷き、その上で外履きを脱がせていました。さらに、雨の日が怖かったので、レインコートを着てくるように指導し、学校に入る前にレインコートを脱いで教室内に持ち込ませないようにしていたのです。本当にこれらの対策が有効であったのかも分かりませんが、やるしかありませんでした。いつから窓を開けていいのか、いつまで生徒に長袖のシャツを着せた方がいいのかさえも分かりませんでした。」(甲D26「一審原告佐藤明美・陳述書」)6頁)

上記の対応は市教委の指導に基づくものであった(一審原告佐藤明美・尋問調書10頁)。この対応自体は長期間継続したものではなかったが、子供たちに対して、「放射性物質は危険なもの、不安なもの」と強く印象づけるものでもあった。

(イ)「内部被ばくの対策として、希望者には水筒を持ってくることを認め、水道水を飲まなくてもよいようにしていました。」(甲D26・6頁)

「原発事故により水道水を飲むことに抵抗がある親が増え、原発事故直後からは、子どもたち皆が毎日水筒を持参し、水道水を飲む子はいませんでした(事故前は、水筒を持参する生徒はほとんどいませんでした)。親たちは皆、いわきの浄水場で放射能が検出されていないことは知っています。しかし、それでも、子どものことを考える親からすると、決して安心はできないということです。」「現在(※2019年)でも、毎日水筒を持参する子どもは7~8割くらいはいると思います。やはり、水は摂取する量が多いので、親としては心配になるようです。」(甲D55「一審原告鈴木茂男・陳述書」)13頁)

ウ 通学時の被ばく不安

「(※一審原告鈴木茂男が勤務していた大野小学校について)子どもたちの親は、通学路の放射能汚染を恐れていました。もともと、同中学校の登下校は、徒歩か自転車です。遠方のために自動車による送迎を受けていた

生徒は2割くらいいましたが、その場合も、校門から600mほど離れた場所で車の乗り降りをしていました。」「しかし、原発事故後からは、同中学校は周りが森に囲まれていることもあり、放射能汚染を心配する親の要望もあったため、学校のグラウンド内までの自動車送迎を例外的に認めていました。学校再開直後の4～5月では、8割くらいの生徒が車の送迎を受けていました。事故から約1年後にグラウンド内の表土をとる除染を行い、除染後はグラウンド内までの送迎は認められなくなりましたが、校門周辺での自動車送迎は続きました（私が異動した2015年3月においても続いていましたが、その後は分かりません。）」（甲D55・11頁）

（甲D58の1の1）



※赤丸：事故前における、生徒の自動車の乗り降り場所

※赤矢印：甲D第58号証の1の2（写真）の撮影場所

この写真（甲D58の1の1）は、上記で言及している大野小学校の周辺地図である。通学路も含めて森林に囲まれていることが分かる。そのため、保護者は通学中の被ばくについて不安を感じていたものである。なお、このような森林に囲まれた学校は、いわき市内に点在している。

エ 校庭等の屋外活動の規制

- (ア) まず、一審原告佐藤明美が勤務していた小玉小学校について、「外部被ばく対策として、子ども達の屋外活動を制限せざるを得ませんでした。線量を下げするため、各学校では、教室近くの樹木を切ったり、グラウンドに砂を入れたり、一部線量の高い場所を立入禁止にしたりと、自主的に放射線対策をして生徒への放射線の影響を出来る限り抑えていました。今現在も立入禁止の場所は多くの学校にあります。」「私が勤める小玉小学校にも存在しており、もともと子どもが入れた場所で、樹木や花壇のあった場所なのですが、今は柵を作って入れないようにしています。」(甲D26・6頁)
- ※小玉小学校の除染残土の埋設場所、立入禁止場所の写真(甲D46の2)



上記の汚染残土の埋設について、「土で遮蔽していれば安全だっていう話は聞いていましたけれども、やっぱり不安に思っていましたし、子供たちは、本当に間近に遊んでいましたので、子供たちが鬼ごっこなんかして入っていくような、パッと走ってうっかり入っていくような状況も生まれか

ねない、そういうような所で遊ばせるのは大変不安に感じておりました。」

(佐藤明美尋問調書12頁)

「最初、表土の除染っていうんですか、そういうのは行われていませんでしたので、とにかく全く運動しないわけにはいかなかったと思いますので、時間制限してやっていたんじゃないかと思えますし、最初は体育館だけだったんじゃないかと思えます。」(佐藤明美尋問調書25頁)

このように、除染残土が校庭内で埋設され(現場保管)、また学校敷地内の全てが除染された訳ではなかったため、被ばくの不安はそう簡単には解消されなかったものである。

(イ) 次に、一審原告鈴木茂男が勤務していた大野中学校について、「原発事故から1年後くらいから2回に分けて校庭の除染が行われました。また、校庭内の樹木についても、除染として枝をかなり切り落としていました。そして、その除染残土や枝は、1回目は量も多く、体育館の横の校庭内に埋められました。2回目は量も少なかったもので、体育館横の、生徒があまり出入りしないところに埋められました。2回目に埋められた箇所は校庭ではなかったもので、出入り禁止のロープが張られていましたが、1回目に埋められた箇所は校庭で、範囲も広がったために、出入り禁止とされることもなく、その後も普通に校庭として使われていました。2015年3月に異動するまで、この状態は変わりませんでした。」(甲D55・12頁)

もっとも、生徒が活動する校庭自体は除染作業が行われたが、その周りの樹木など除染されていないところは多々あった。大野中学校では、1年くらいは0.5マイクロシーベルトを超えている場所もあったものである(鈴木茂男尋問調書15頁)。

(甲D58の3の1・大野中学校)



※赤丸(大) : 除染残土の埋め立て場所 (甲D58の3の2 [写真①])

※赤丸(小) : 除染した樹木の枝等の埋め立て場所 (甲D58の3の2 [写真②])

(甲D58の3の2・写真①除染残土の埋め立て場所)



(甲 D 5 8 の 3 の 2 ・ 写真② ・ 除染された樹木の枝等の埋め立て場所)



(ウ) この校庭に埋められた除染残土や枝等について、いわき市の資料（甲 A 2 9 4）によると、平成 2 8 年 6 月 3 0 日現在の現場保管の学校数は、公立小学校は 7 2 校（事故時の学校数 7 7 校）、公立中学校は 4 0 校（事故時の学校数は 4 4 校）であった。

そして、この資料（甲 A 2 9 4）によると、現場保管及び仮置場への搬出の課題として、「児童・生徒や周辺住民の安全性への配慮」、「掘り起し作業等にあたって、子どもたちや周辺住民等の安全性への配慮が必要である」が挙げられている。

この現場保管から仮置場への搬出が開始されたのは、本件原発事故から 4 年後の平成 2 7 年（2 0 1 5 年）であるが（甲 A 7 0 8 の 9 ・ 9 9 頁）、上記の通り平成 2 8 年（2 0 1 6 年）6 月 3 0 日時点ではそのほとんどが搬出されていなかった。また、その搬出の完了も、本件原発事故から 8 年後の令和元年（2 0 1 9 年）まで待たなければならなかったものである（甲 A 7 0 8 の 9 ・ 9 9 頁）。

そのため、この2016年ないし2019年までは、放射性物質による被ばくの不安が強く残っていたというべきものである。

(エ) また、「保護者によって、放射線に対する考え方もまちまちでした。そのため、外での体育の授業は、保護者の希望に任せるしかなく、体育を履修できなかった生徒もいました。」(甲D26・7頁)

「野外の部活動については、個々の顧問の教員の判断で、放射線量が高い場所には近づかない、活動の時間を短くするなどの、校庭での活動制限もありました。保護者の中には、たとえば風が強かったり、雨が降ったりした場合に大丈夫なのか、との声もあり、そのような場合に部活動を中止したこともありました。」(甲D55・11頁)

「(平成23年度において)特に校庭でやる部活ですが、大野中学校では校庭ではテニス部と野球部しかありませんでしたが、風が強い日だとか、小雨が降る日だとか、やっぱり放射能に対する不安が、先生方も保護者もあったので、時間を制限するとか、風が強い日はやらないとか、そういうことをやっていました。」(鈴木茂男尋問調書8頁)。

(オ) 「原発事故前は、校庭の草むしりや周辺のゴミ拾い(クリーン活動)を子どもたちに行わせていましたが、原発事故後は一切行わせていませんでした。大野中学校では、少なくとも私が在籍した2015年3月までは中止したままでした。」(甲D55・11頁)

(カ) 「原発事故が起こった2011年のプール授業は放射能への不安から中止となりましたが、翌2012年からは再開しています。」「しかし、いわき市教育委員会からの指導もあり、プールの時期は、毎朝0センチ、50センチ、1メートルの高さでプールの4隅の放射線量を測定して、基準値以下かどうかを確認してからプール授業を行っていました。少なくとも私が異動する前の2014年度までは測定していました。」(甲D55・12～13頁)

また、2019年度においても、いわき市内の小学校の半分ほどは、プールの放射線量の測定を行っていた（甲D55・14頁）。

オ 遠足等の課外活動の規制

「（※小玉小学校について）課外活動についても気をつけなければならなくなりました。以前は清掃センターに4年生等が見学に行っていましたが、放射性廃棄物が保管されているので、今はこの見学の企画は中止されたままになっています。また、公園などに遠足行く場合には、事前に線量を計り、危険な箇所を確認してから行くようになりました。」（甲D26・6頁）

カ 草花との関わりの制限

「（※小玉小学校について）子どもたちには、「土に触ってはいけません。」とか「座ってはいけません。」などと指導しなければなりません。花壇や畑での栽培活動や、自然の木や葉を使っただけの遊びが出来なくなり、自然と触れ合うことが出来なくなりました。野山での観察の学習は、未だにできません。」「生活科でミニトマトなどの栽培は再開しましたが、以前はそれを使ったサラダを学校で食べるまでしていましたが、現在は、学校では食べず、家に持って帰らせています。」（甲D26・6～7頁）

「大野中学校では、中学2年生で、トマト、なす、だいこんなどの栽培の授業があります。そして、原発事故前は、校内の畑や花壇を使用して栽培し、収穫後は給食の副菜として子どもたち皆が食べていました。」「しかし、原発事故後は、校内の畑や花壇の土を触って大丈夫か、と教員も子どもたちも皆が不安に思う状況となり、やむなくプランターと土を購入して栽培しました。大野中学校では、少なくとも私が在籍した2014年度の授業までは毎年土を購入していました。」「それでも、栽培自体は野外で行うため、収穫した作物を子どもたちに食べさせるか否かについては教員間でも対立があり、最終的には、食べるかどうかは子どもたちの各家庭に任せることになりました。」「自分たちで作った作物を食べる喜び」という大

事な経験を、放射能のせいで素直に感じさせることができなかつたことは非常に残念です。」(甲D55・11～12頁)

「原発事故前は、秋の文化祭において、校庭に植わっている銀杏の木からとれる銀杏を販売して、生徒会の活動資金に充てていました。しかし、事故後は、放射能が含まれているかもしれないとの不安から、採取も販売も一切行わなくなりました。」(甲D55・12頁)

キ 農業経験(田植え、稲刈り、芋掘り等)への制限

小玉小学校では、本件原発事故前は、毎年餅米の田植え、稲刈りを行い、またサツマイモ掘りを行っていた(佐藤明美尋問調書13頁等)。しかし、本件原発事故後中止となり、田植え、稲刈り、サツマイモ掘りが再開したのは2016年であった。餅とサツマイモを食べる収穫祭の再開は2014年であったが、2016年までは地域の農家から寄付された餅米とサツマイモで行われていた(佐藤明美尋問調書13頁)。

これらの行事の意義について、「例えば、米作りについては5年生で学びますけれども、やっぱり実際体験することによって、農家の人の苦労とか栽培の工夫とか、それら収穫の喜びとかそういったものを体験することができます。また、実際に泥田に足を突っ込んだり手に触れたりっていうことで、そういった五感でそういったものと触れ合うっていうことも、大切な経験だと思います。こういう活動に参加している時の子供たちというのは、本当に心が解放されている感じで、とっても楽しそうにしています。子供たちにとって、とても楽しみな行事であり素晴らしい体験だと思います。」(佐藤明美尋問調書15頁)

(甲 D 4 6 の 5 ・ 餅米の田植え)



(甲 D 4 6 の 6 ・ 餅米の稲刈り)



(甲 D4 6 の 7 ・ サツマイモ掘り)



(甲 D4 6 の 8、 9 ・ 収穫祭 (餅つきなど))





ク 運動会実施に関する困難

「現場の先生らは、今まで普通にやってきた学校行事について、一つ一つ究極の判断をしなければならぬ立場に置かれました。例えば、震災の年は、運動会を実施できない学校がほとんどでしたが、2年目からは、運動会を実施するかについて判断しなければならず、実施するとしても、放射線から生徒を防護しつつ運動会を行うには、どのような種目が良いかなどを、一つ一つ協議して決めなければなりませんでした。実施することを決めれば、親からのクレームがあり、実施しないと決めれば、逆の立場からのクレームがあるという状態でした。」(甲D26・7頁)

また、小玉小学校の運動会は、2011年度は中止であり、2012年度は再開したが、午前中のみであった(佐藤明美尋問調書16頁)。さらに、「土ぼこりが立つような種目とか、直接おしりをつけたり、・・・例えば玉拾いで土を触りますよね、そういった種目を減らすというような工夫はした」(佐藤明美尋問調書17頁)

ケ 子供たちの体力や肥満への影響

「私達小中学校の教師の間で最も心配していることは、生徒の体力や持久力の低下問題です。原発事故で屋外活動を制限されていた子どもの運動能力の低下は顕著です。体力テストの結果で、福島県全体に肥満が増えていることが分かりました。私の印象としても、体力の無い、コロコロと太ってしまった生徒が目につき、運動があまり好きではない生徒が多数いるように感じます。小学校高学年で体力をつけてきた生徒は、中学校に入る頃には、お尻に筋肉がついて、部活動をできるだけの体力がつくものですが、子ども達を見ても、筋肉質には程遠い子ども達が多かったです。体力テストをしても、福島県では、運動能力、筋持久力、遠投力などが落ちていたことが分かっています。小学校の高学年から、中学校までは、一生の体力をつけるのにとっても大切な時期です。子どもは太陽のもとで思いっきり遊び、体力や免疫力つけることで、一生働いて行けるような体力の下地を作るのだと思います。ところが、私達教師や親も、この成長において大切な時期に屋外活動をなるべく禁止するようにしてしまったのです。そうすると、生徒は室内でゲームをして遊ぶくせがついてしまい、不健康に太ってしまっています。」「2014年、私は、小学6年生（事故当時小学2年生）に、体育の授業で鉄棒の逆上がりをさせようとしたところ、生徒たちから「できません」の合唱が返ってきました。生徒たちは、原発事故以来初めて鉄棒にさわったというのです。低学年の身体の小さい頃に身につけるべき能力を身につけてこなかったことに愕然としました。」（甲D 26・7頁）

「自分が担任した子供の中で、お母さんから、本当に幼稚園の時に原発事故に遭って、やせていたのに、屋内でとどまるようになってゲームする習慣になって、こんな太っちゃったんですという話は聞いた。」（佐藤明美 尋問調書 31頁）

コ 学校給食への不安（いわき産の食材への不安）

「給食の牛乳は、本宮市産の牛乳であったので、保護者が飲ませないことを希望している場合、牛乳を飲まなくてもよいことにしました。しかし、その結果、牛乳を飲まないことによる栄養の片寄りが心配だとの栄養教諭からの話もありました。」（甲D26・6頁）

「現在の給食の米は、基本的にいわき産を使用しています。原発事故後は、親の心配もあり、北海道産の米を使用していました。その後、2015年ころになって、いわき産の米を使用するとの方針がいわき市から出されました。しかし、そのときは親からの反対が強く出たために1年間延期になりました。やはり、米は給食の基本で、摂取する量も多いので、親としては心配になります。」（甲D55・13頁）

サ このように、学校現場では校庭等の除染が比較的早期に行われたかもしれないが、それにより学校現場での被ばくの不安が単純に解消したわけではなく、その後何年間にもわたって、被ばくの不安とそれに対する対応（行動制限）が行われ続けてきたのである。

（4）まとめ

このように、本件原発事故により、多くの友達が市外に転出して、人と人との繋がりが突然分断され、かつ学校現場においても、被ばく不安に基づく行動制限が続けられてきたのである。

そして、その結果、子供たちの人格の形成・発達に少なくない影響を与え、肥満や運動能力の低下といった影響ももたらしてきたのである。繰り返しになるが、子供にとって、一日、一月、一年は成人とは比べものにならないほど重要なものである。

2 自然とのかかわりの抑制

(1) 被災弱者である子どもへの被害

一審原告ら準備書面（控訴審5）及び同準備書面（控訴審6）にても詳述したとおり、いわき市民の生活圏は、海や里山と近接した環境にある。したがって、本件事故前の原告らいわき市民の生活行動には、身近な自然とのかかわりあいを当然に含んでおり、自然とのかかわりあいを通じて人と人とのつながりも構築されていた。本件事故後、市街地の除染がなされ、空間放射線量率も低下していったが、里山や海、川等の自然環境の除染はなされていない（一審原告ら準備書面（控訴審6））。それゆえ、住民たちの生活行動から、自然とのかかわりあいは大幅に抑制されたままとなっている。そのことにより大きな影響を受けるのが、被災弱者といわれる子どもたちである。子どもたちは、本件事故前とは違う生活環境に育つことになる。土が触ってはいけないものになったり、外遊びの制限が日常になったりした。以下では、当事者の供述から、子どもたちから自然とのかかわりあいが奪われ、生育環境が制約されてきた実態について、整理する。

(2) 里山との関わり合いの制約

いわき市の子どもたちの生活圏には、里山が身近に存在していたことから、本件事故前までは、子どもたちは里山の自然との関わり合いの中で育つことができた。しかしながら、本件事故により、里山は除染もされず、放射能汚染の懸念が高い場所となってしまったことから、多くの子どもたちは里山への立入りを制約されてしまった。こうした状況を、一審原告らもリアルに証言している。

「(本件事故前は)春になると家からすぐ近くの里山まで、子どもたちと自転車で行き、山菜やツクシを採りに行くのが楽しみでした。」

「(本件事故後は)山にカブトムシを採りに行くこともなくなってしまいましたし、山を散策して、山菜やキノコなどを採ってくることもなくなってしまいました。」

(一審原告番 2 1 3 6 号 蛭田 節子 甲 D 2 4 陳述書 1 頁、5 頁)

「毎年山菜採りにいっていたんですけれども、山菜を採っても食べられない。私たちはすごい山菜とかが好きで口にしていたんですけど、それを口にすることによって子どもたちも口にしなくちゃいけない。結局、自然と採りに行かなくなる。」

(そのことによって)「のびのびと自分の考えで行動ができなくなってしまうんじゃないかとか、自然に触れることによって工夫とか考えられる能力を押しさえつけているんじゃないかとか、これから先もそうなんですけれども、そういうのを本当は自然体で育てたいんですけれども、それができなくなってるんじゃないか」

(一審原告番号 1 3 2 6 白土 志麻 本人調書 1 4 頁、1 5 頁)

また、一審原告宇野澤優菜(一審原告番号 1 2 3 3)は、本件事故当時、小学 6 年生であったところ、本件事故前までは、自宅近くの裏山で秘密基地造りをしたり、近くの用水路でザリガニ採り等をして遊んでいた。ザリガニの餌は、学校の帰りに虫を捕まえたり、野菜の切れ端を用いた(本人調書 8 頁)。基地の造り方は友人と話し合い、自分たちで考えながら造り上げた。同原告は、子どもどうし、自分たちで考えながら基地を造り上げていく過程が楽しいと証言している。

「体動かさずし、友達と話し合いながらやることで失敗もするけど、失敗しつつ、その失敗は楽しいっていうか何かそんな感じです。」(本人調書 9 頁)。

しかし、本件事故後は、被ばくの危険により、里山に入ることもできなくなり、川でのザリガニ採りもできなくなった。

(3) 海との関わり合いの制約

海に子どもを連れて行くことができなくなってしまった状況についても、一審原告らが供述している。

「(本件事故前は)春夏秋冬を問わず、遊び場と言えば勿来海岸でした。子どもたち(小学生、保育園、乳児)と一緒に勿来海岸に行き、貝を採ったり、カニを採ったりして遊んでいました。」

「(本件事故後は)子供たちを勿来海岸に連れて行って遊ばせることもなくなりました。家庭菜園用の畑で野菜を作る気持ちになれず、荒れ果てたままの状態です。一家の楽しみだった山菜採りもしなくなっていました。」

「子供たちの学校行事も・・・漁業体験などもなくなっていました。」

(一審原告番2136号蛭田節子 甲D24陳述書1頁、5頁)

「(本件事故前は)いわきというのは、七浜というぐらいで海があって、海のもの、山のもの、川のものという自然の中で、私たちが子どものころと同じように、自然を愛して、自然に触れて、自然に子どもが知恵を付けて育つという感じでした。」

「(本件事故後は)海の中は食べられなくなり、山のものも、山菜なども食べられなくなり、川遊びもしなくなり、いわきの自然に触れることができなくなりました。」

「事故前は、息子と子どもたちを連れて、よく夜釣りとか釣りをして、釣った魚はありがたくいただくというような感じだったんですけど、釣っても食べられない、逃がす、何のためにするんだろう・・・その虚しさが出てくる。結局は釣りも遠のいてしまった。」

(一審原告番号1326白土志麻 本人調書13頁、14頁)

一審原告鈴木雅史(一審原告番号1506)は、本件事故前、自宅近くの小名浜の海で週の半分はサーフィンをしていたが、本件事故後は汚染水による被ばく不安から一切海に行かなくなりました(本人調書11頁～14頁)。そして、本件事故当時、1歳11か月の長男と本件事故直後の2011(平成23)年3月16日に出生した二男が成長したら一緒にサーフィンを

したいと思っていたことについて、

「ちっちゃい夢ですけど、一緒にサーフィンやりたかったなと思います。」

(本人調書12頁)

と述べて、海と触れながら子どもたちを育てることができなくなってしまった無念を語っている。

(4) 家庭菜園の制約

本件事故前は、家族で野菜や果物を育て、子どもたちに食べさせていた家庭は珍しくなかったが、本件事故後、被ばく不安から、家庭菜園での収穫物を子どもには食べさせていないという家庭が多くみられるようになった。

「庭の家庭菜園で、・・・夏にはナスやキュウリなどたくさんの野菜を作っていました。庭には、柿、ミカン、ゆずの木などもあり、毎年、子どもたちと徐々に成長していくのを楽しみに見ていました。」

「庭に秋になるとなる柿やミカン、春にはイチゴなどは、以前（本件事故前）は家庭菜園で採った果物が、子どもたちのいいおやつになっていましたが、家庭菜園の場合、放射能のことが心配との意見があるのを聞くと、どうしても食べさせたくないと思ってしまう」

(一審原告番号2136 蛭田節子 甲D24 陳述書1頁、5頁)

アレルギーをもつ子どもの母親である一審原告高野章子（一審原告番号1289）も、祖父母が家庭菜園で育てた野菜を本件事故後は子どもたちに食べさせることができなくなってしまったと述べて、子どもたちのみならず、孫に食べさせる楽しみを祖父母から奪ってしまった思いを証言している（本人調書13頁、14頁）。

(5) 外遊びの制約

里山や海、川だけでなく、普段の外遊びも本件事故後制約された。その期間は人によって異なるが、本件事故後数年経過後も、土や植物に触れさせな

いよう意識する保護者も珍しくなかった。

「草むらに行ったりとか、あとは土遊び、除染されているところならいいんですけど、除染されていないところも、まだあるようなので、そういう除染されているかされていないかわかんないと思うようなところでは、やっぱり土遊びとかはしてほしい・・・」

「やっぱり一番大事な時期に、お外、自然であそべない。やっぱり子どもにとって自然遊びってすごい大事だと思うんですよね。私は、本当は自然に本当に触れ合えるような環境で子育てできる予定だったので、そういうことを、・・・子どもたちができなくなった場合、一番大切な時期に失ったものって、大人になったとき、どうなんだろうっていう心配は、とってもあります。」

(一審原告番号1021菅波好恵 本人調書18頁、19頁)

こうした子どもへの外遊びを本件事故後、2年～3年の間、させていなかったことによる子どもへの影響について、一審原告白土志麻は、

「あれやっちゃ駄目、これやっちゃ駄目となると、子ども自身が考えて行動できなくなるというか、いちいち、ママ、これいい、これはどうと聞きながら育ってしまう」(本人調書15頁)と証言している。

また、同様に、一審原告菅波好恵(一審原告番号1021)は、

「子どもたちは、最初はどうして外で遊べないのか理解できなかったようです。私の子どもたちもストレスでヒステリックになったりすることが多く、絵を描いていても暗い色を使うことが多くなったように感じました」などと供述している(甲D27陳述書8頁、本人調書18頁)。

こうした子どもへのストレス症状の現れについては、筒井教授らによる調査・研究にても明らかにされている(甲A662の1、一審原告ら準備書面(控訴審2))。

(6) 小括

本件事故により、人々の日常の一部であった、里山や海での活動は大幅に抑制されざるを得なくなった。とくに子どもにとっては、自然の中で体をつくり、自然生態系を学び、自らの考えを巡らせて行動する力を養う絶好の環境を失うこととなってしまった。本件事故当時小学6年生であった一審原告宇野澤優菜（一審原告番号1233）は、そうした体験を、当時の子どもの目線でリアルに証言している（本人調書6頁～10頁）。子どもに、自由に走り回ったり、自然の中にあるもので秘密基地を造ったり、木のつるを利用してターザンごっここという遊びを考案するなど、体と頭をのびのびと活用してきた体験は、その子どもの生育とその後の人生にとってプラスの影響をもたらすだろう。それは、私たち大人の経験を振り返ってみても、合理的に推察できる。本件事故が、子どもたちの環境から身近な自然との関わり合いを奪った事実は、深刻な被害として評価されなければならない。

第7 さいごに

一審原告らいわき市民は、福島第一原子力発電所の立地する浜通り地区の一つとして、本件事故直後の死傷への恐怖とパニックを経験し、その後も、低線量被ばくへの深刻な不安の中での生活を強いられた。他方で同時に、いわき市は、相双地区と隣接する浜通りの中心都市として、強制的避難指示区域からの避難者を全国で最も多く受け入れ、市民たちは、避難者への支援者としての立場も担ってきた。そうした中で、いわき市民の外見上の生活は、なし崩し的に取り戻されていった。しかしこうした日常の回復は、市民たちの懸命な努力と日常生活上の行動の抑制、そして、「放射能と折り合う」中でなされてきたものである。いわきで採れる魚介や農作物は被ばく不安から敬遠されるようになり、観光でも、メヒカリやうにの貝焼きなど、いわきの名産を使用した料理を提供することもできなくなった。自然とのふれあいもできなくなり、自然を通じた人と人との交流も失われた。かかる様々な行動の

抑制が重層的かつ複雑に絡み合い、いわきの地域力は低下していった。こうした日常の中で、一審原告らいわき市民は、一深刻かつ継続的な被害を被ってきたものである。

以 上